

懲戒等委員会規程を次のように定める。

平成17年3月30日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

懲戒等委員会規程

(設置)

第1条 職員就業規則（独立行政法人日本学生支援機構第平成16年規程第14号）第39条又は非常勤職員就業規則（独立行政法人日本学生支援機構第平成16年規程第45号）第28条に規定する懲戒処分及び職員就業規則第41条又は非常勤職員就業規則第30条に規定する訓告及び厳重注意（以下「懲戒等」という。）の公正かつ適正な運用を図るため、組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構第平成16年規程第10号）第30条の規定に基づく、懲戒等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会への諮問)

第2条 理事長は、職員又は非常勤職員（以下「職員等」という。）を懲戒等する必要があると認められる場合は、当該懲戒等に関して次の各号に掲げる事項について委員会に諮問するものとする。

- (1) 懲戒等事由に該当する事実
- (2) 懲戒等を行うこととする理由
- (3) 懲戒等の内容
- (4) その他必要な事項

(委員会の職務)

第3条 委員会は、前条の規定により理事長から諮問のあった職員等の懲戒等に係る事項について審議及び答申を行うものとする。

(委員会の組織及び委員の任命)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長代理
- (2) 理事

2 理事長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、職員若しくは外部有識者又はその両方を委員として加えることができる。

3 理事長代理又は理事が委員会の審議の対象となる者（第7条において「対象職員」という。）になった場合は、第1項の規定にかかわらず、委員となることができない。

4 委員長は、委員の中から理事長が指名する。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の会議の運営)

第6条 委員会の会議は、委員の3分の2が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって成立するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(対象職員への通知、弁明、関係者の出席)

第7条 委員長は、委員会の会議を召集する場合は、対象職員に対し、その旨を予め通知するものとする。

2 委員会は、対象職員から申立てがあった場合は、委員会において口頭若しくは書面により意見を述べる機会を与えなければならない。

3 委員会は、必要がある場合は、対象職員及び対象職員以外の者に参考人として出席を求め、説明又は報告を聞くことができる。

(答申書の作成)

第8条 委員会は、答申を行う際には答申書を作成し、議事録を添付するものとする。

(知り得た情報の漏えいの禁止)

第9条 委員長、委員及び委員会に出席した者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部人事課が担当する。

(雑則)

第11条 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年3月30日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第23号)

この規程は、令和4年11月1日から施行する。